

オルトートルイジン取扱い事業場に対する
膀胱がんに関する検査の実施要請等の状況

1 緊急的な検査の実施要請

福井県の事業場の膀胱がん事案を踏まえて、厚生労働省では、平成 27 年 12 月 18 日、オルトートルイジンを現在取り扱っている又は過去に取り扱っていた事業場に対し、関係業界団体を通じて（１）、（２）について緊急的に要請するとともに、労働局、労働基準監督署による当該事業場に対する立ち入り調査を順次行った。

（１）オルトートルイジンの取り扱い作業に従事している労働者又は従事したことのある労働者に対する膀胱がんに関する検査の実施

（２）オルトートルイジンの取扱い作業に従事したことのある退職者に対する膀胱がんに関する検査の受検勧奨

（（１）、（２）とも検査項目は、下記を参照）

2 検査結果等の把握

労働局、労働基準監督署では、（ア）膀胱がんの病歴を有する者の有無等について事業場への聞き取り等により把握するとともに、（イ）事業場に対し、膀胱がんに関する検査を実施した場合の結果報告を求めた。

3 継続的な健康管理の要請

オルトートルイジンについては、法令による規制について検討する予定としているが、規制導入までの間、継続的な健康管理が必要であることから、平成 28 年 6 月 20 日、関係業界団体を通じて、概ね 6 月以内ごとに 1 回、上記 1 の（１）、（２）を行うよう要請した。

<オルトートルイジンに関する検査項目>

1 対象者に共通に実施する項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③ 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④ 尿沈渣^さ検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣^さのパパニコラ法による細胞診）の検査

2 上記 1 の検査の結果、医師が必要と認めた場合に実施する項目

- ① 作業条件の調査
- ② 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡^{ぼうこう}検査又は腎盂^う撮影検査